

区では、被差別部落(同和地区)出身者が就職や結婚等で差別を受けたり、差別される不安を抱えた生活を強いられることがないように、啓発活動に取り組んでいます。

▶ 人権啓発の取り組み

講演と映画のつどい

5月の憲法週間と、12月の人権週間にあわせて区民センター等で開催します。

人権啓発パネル展

人権意識の向上を目的として、1年に1回開催します。

啓発冊子の発行

男女平等参画

人権・男女平等参画係……………☎3578-2025・6
FAX3578-2976

▶ 男女平等参画センター(リーブラ)

→「施設・ダイヤルガイド」(P.152)を参照

→「相談」(P.75)を参照

芝浦1-16-1 ☎3456-4149/FAX3456-1254

男女平等参画社会実現のための拠点施設です。区民および団体による活動への支援、講座の実施、図書貸し出し、情報提供、相談等さまざまな男女平等参画事業を行っています。

▶ 男女平等参画に関するパネル展の開催

6月の男女共同参画週間と11月の女性に対する暴力をなくす運動期間に合わせてパネル展を開催します。

▶ 男女平等参画に関する苦情等申出制度

区の男女平等参画施策や性別による差別等の人権が侵害されたと認められる場合等に苦情・相談の申し出ができます。

暮らしのあれこれ

コミュニティバス(ちいばす)

地域交通課地域交通係……………☎3578-2279
FAX3578-2369

路線図・時刻表を掲載した利用案内は、区役所・各総合支所の窓口やバス車内等にあります。

また、港区ホームページからもご覧になれます。



▶ 運行概要

(1) 運行内容

田町ルート、赤坂ルート、芝ルート、麻布東ルート、麻布西ルート、青山ルート、高輪ルート、芝浦港南ルートの8ルートで運行しています。

(2) 料金

1乗車100円(小学生以上)

(3) その他

- 路線を乗り継ぐ場合は、それぞれの路線で支払いが必要です。
- 東京都シルバーパスおよび都営交通無料乗車券は使用できません。
- 未就学児は無料です。
- 定期券も販売しています。
各路線 1カ月4200円/3カ月1万1970円

▶ 使用バス

定員35人の小型バスまたは定員56人もしくは57人の中型バス。
全車両バリアフリー対応のノンステップバスで、車いす固定対応(中型2脚・小型1脚)

▶ 問い合わせ・忘れ物・定期券等の販売・バス位置情報

バス運行事業者(株)フジエクスプレス
☎3455-2213



運行状況がリアルタイムでわかります!

「ちいばすナビアプリ」

携帯電話やパソコンで、バスが今どこを走っているかが分かります。



Web サイト



Android 版アプリ



iOS 版アプリ

※携帯電話の機種によっては、利用できない場合があります。

台場シャトルバス (お台場レインボーバス)



地域交通課地域交通係……………☎3578-2278
FAX3578-2369

路線図・時刻表を掲載した利用案内は、区役所、各総合支所の窓口やバス車内等にあります。

また、港区ホームページからもご覧になれます。



▶ 運行概要

(1) 運行内容

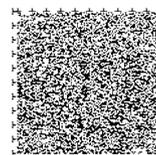
台場地域と品川駅港南口(田町駅東口または芝浦三丁目経由)を最短16分で結ぶシャトルバスです。

(2) 料金

- 大人運賃…1乗車220円(中学生以上)
- 小人運賃…1乗車110円(小学生)

(3) その他

- 未就学児は無料です。
- 介助者割引制度があります。
- NTTドコモのおサイフケータイ「iD」・JR東日本アプリ「RingoPass」が利用できます。



毎日の暮らし



平和・人権・男女平等参画/暮らしのあれこれ



- 東京都シルバーパス、都営交通無料乗車券および交通系ICカードは使用できません。
 - 定期券、回数券、1日乗車券も販売しています。
 - ・通勤定期券:1カ月8000円/3カ月2万3000円、通学定期券:1カ月7000円/3カ月1万9000円、小学生通学定期券:1カ月3500円/3カ月9500円
 - ・回数券(大人用:2000円券10回分、5000円券28回分、小人用:1000円券10回分、2500円券28回分)
 - ・1日乗車券(1枚500円)
- 詳しくは、港区ホームページからご覧ください。



◎使用バス

定員72人または79人乗り大型バス。
全車両バリアフリー対応のノンステップバスで、車いす1脚固定対応。

◎問い合わせ・忘れ物・定期券等の販売・バス位置情報

バス運行事業者(株)kmモビリティサービス
「お台場レインボーバス」コールセンター
(受付時間:午前7時~午後7時)

☎6423-2805

ちいばすとレインボーバス両方に乗れます!

【共通一日乗車券】

土・日曜、祝日、8月13~15日、12月29日~1月3日は、「ちいばす」「お台場レインボーバス」全路線で利用できる一日乗車券(500円)が便利です。この券は、バス車内で購入できます。

自転車シェアリング

地域交通課地域交通係……………☎3578-2349/FAX3578-2369

自転車シェアリングは、一定の地域内に複数配置された専用駐輪施設(サイクルポート)で自由に貸し出し・返却できる貸し自転車、借りたサイクルポートと異なるサイクルポートで返却することが可能な自転車共同利用の仕組みです。

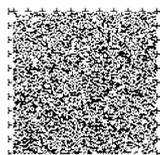
現在、広域的な連携も進み、16区で相互乗り入れを実施しています。

◎利用方法

会員登録または1日パスの購入が必要です。利用方法、サイクルポートマップ等の詳細は、運営事業者のホームページをご覧ください。



◎自転車 電動アシスト付自転車



港区コミュニティバス乗車券の交付

区内在住で、次に該当する人に港区コミュニティバス乗車券を交付しています。この乗車券で、ちいばすと台場シャトルバスに乗車することができます。希望する人は各申請窓口にお問い合わせください。

◎対象

- (1)70歳以上の区民で乗車券を希望する者
- (2)児童扶養手当受給者(1世帯1枚)
- (3)3歳未満の子どもがいる区で定めた所得基準内に該当する世帯の保護者((2)、(4)、(5)、(13)で乗車券を受給できる世帯は対象外)
- (4)マル親医療証受給者(1世帯1枚)
- (5)妊産婦(産婦は出産後1年未満(多胎出産の場合は出産後3年未満))
- (6)戦傷病者手帳所持者
- (7)被爆者健康手帳所持者
- (8)身体障害者手帳所持者
- (9)精神障害者保健福祉手帳所持者
- (10)愛の手帳所持者
- (11)東京都難病医療費助成の医療券所持者
- (12)都営交通無料乗車券を所持する者
- (13)生活保護受給者(1世帯1枚)
- (14)中国残留邦人等支援給付を受けている人または特定配偶者(1世帯1枚)

◎申請窓口・問い合わせ

- (1)~(12)の人は、各総合支所区民課保健福祉係
- (13)・(14)の人は、各総合支所区民課生活福祉係

☎P.24・25参照

※(13)、(14)に対する無料乗車券の発行は、都営交通無料乗車券所持者に限ります。

◎料金(税込)

- 1回会員:最初の30分165円/回(1回の利用が30分を超過した場合、165円/30分)
 - 月額会員:2200円/月
(月に何度利用しても30分以内無料。1回の利用が30分を超過した場合、165円/30分)
- この他に、1日バスや法人会員等のメニューもあります。

◎問い合わせ

ドコモ・バイクシェア コールセンター
☎0570-783-677

◎運営事業者 株式会社ドコモ・バイクシェア

都営交通無料乗車券の交付

区内在住で、次に該当する人に都営交通（都電、都バス、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナー）の無料乗車券を交付しています。ただし、東京都シルバーパス所持者には交付されません。

対象

- (1)身体障害者手帳所持者
- (2)愛の手帳所持者
- (3)戦傷病者手帳所持者
- (4)被爆者健康手帳所持者で厚生労働大臣の認定を受けた人および、健康管理手当の支給を受けている人
- (5)児童扶養手当受給者（1世帯1枚）
- (6)生活保護受給者（1世帯1枚）
- (7)中国残留邦人等支援給付を受けている人または特定配偶者（1世帯1枚）

申請窓口

- (1)～(5)の人は、各総合支所区民課保健福祉係
☎P.24・25参照
- (6)、(7)の人は、各総合支所区民課生活福祉係
☎P.24・25参照

問い合わせ

- (1)～(4)について、障害者福祉課障害者給付係
☎3578-2299
- (5)について、子ども若者支援課子ども給付係
☎3578-2430
- (6)、(7)について、生活福祉調整課生活福祉調整係
☎3578-2451

東京都精神障害者 都営交通乗車証（無料パス）

各総合支所区民課保健福祉係…………… P.24・25参照
東京都福祉局精神保健医療課…………… ☎5320-4464

対象

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人

申請窓口

23区内の都電・都バス・都営地下鉄および日暮里・舎人ライナーの定期券発売所

東京都シルバーパス

（一社）東京バス協会…………… ☎5308-6950

70歳以上の人に、都バス、都電、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナー、八丈町営バス、三宅村営バス、都内を走る民営バスに乗車できるバスを交付します。

本人の住民税の課税状況に応じた負担があります。

生活衛生の相談

みなと保健所生活衛生課…………… ☎下記参照
FAX3455-4470

▶食品や食中毒の相談

東部地域食品監視係・西部地域食品監視係・食品広域監視係
☎6400-0045～7

お店等で購入した食品や、飲食店の取り扱いについての苦情や相談は、生活衛生課へお申し出ください。

食中毒と思われる場合は、医療機関にかかるとともに生活衛生課に連絡してください。

▶飲み水の検査

生活衛生課生活衛生相談係 ☎6400-0043

井戸水や、ビル・マンションの受水槽を経由した飲み水の検査を行っています（有料）。

事前に容器を受け取り、検査受付当日の水をお持ちください。

▶受付時間 毎月第2・第4水曜 午前8時30分～11時

動物を飼っている人へ

▶犬の登録・狂犬病予防注射済票の交付

各総合支所区民課保健福祉係 ☎P.24・25参照
みなと保健所生活衛生課生活衛生相談係
☎6400-0043

生後91日以上の犬は、生涯に1回登録し、毎年1回動物病院等で狂犬病予防注射を受け、注射済票の申請をしてください（有料）。犬が死んだとき、引っ越しや人から譲り受けたときも届け出が必要です。

▶飼い犬が人をかんだとき

各総合支所区民課保健福祉係 ☎P.24・25参照
みなと保健所生活衛生課生活衛生相談係
☎6400-0043

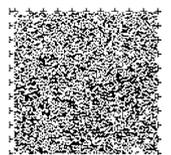
ケガをした人への応急手当をしてください。事故発生届の提出、獣医師の検診が必要です。詳細は各総合支所区民課保健福祉係へお問い合わせください。

※犬にかまれたときは任意で被害届を提出できます。

▶猫の去勢・不妊手術補助

各総合支所協働推進課協働推進係 ☎P.24・25参照

猫による近隣トラブルの防止と動物愛護を目的として、飼い主のいない猫の去勢・不妊手術費用の一部を補助し、手術を奨励しています。手術前の申請が必要です。



**▶ニホンザルやインドニシキヘビ等を取り扱いたいとき**

東京都動物愛護相談センター ☎3302-3507

ニホンザルやインドニシキヘビ等(特定動物)を取り扱う場合は、事前に東京都動物愛護相談センターへご相談ください。なお、「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正により愛玩目的での飼養は禁止されました。

▶犬や猫がほしいとき

東京都動物愛護相談センター ☎3302-3507

▶犬や猫がどうしても飼えなくなったとき

東京都動物愛護相談センター ☎3302-3507

▶迷い犬を見つけたとき

東京都動物愛護相談センター ☎3302-3507

▶動物(犬・猫等)の死体処理

(1)自分で処理できない場合は、飼い主の届け出により、みなとリサイクル清掃事務所有料で引き取ります(ただし、25kg未満のものに限ります)。

(2)飼い主不明のもので

①区道・区立公園等に死体があるときは

各総合支所まちづくり課土木担当 ☎P.24・25参照

②都道に死体があるときは

みなとリサイクル清掃事務所 ☎3450-8025

(みなとリサイクル清掃事務所の業務時間外は、都道管理連絡室 ☎3343-4061)

③国道に死体があるときは

東京国道事務所品川出張所(1号線・15号線)

☎3799-6315

代々木出張所(246号線) ☎3374-9451

公証役場

遺言・契約書の作成、定款の認証等の公正証書を作成します。

区内**新橋公証役場**

新橋1-18-1(航空会館6階) ☎3591-4845

芝公証役場

西新橋3-19-14(東京建硝ビル5階) ☎3434-7986

麻布公証役場

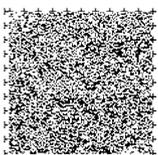
麻布十番1-4-5(深尾ビル5階) ☎3585-0907

浜松町公証役場

芝大門1-4-14(芝栄太楼ビル7階) ☎3433-1901

赤坂公証役場

赤坂3-9-1(八洲貿易ビル3階) ☎3583-3290

**近接地****目黒公証役場**

品川区上大崎2-17-5(デルダンビル5階) ☎3494-8040

五反田公証役場

品川区東五反田5-27-6(第1五反田ビル3階) ☎3445-0021

登記とその相談**▶東京法務局登記電話案内室 ☎5318-0261**

東京都特別区内(23区内)にある当局出張所(本局を除く)に登記の申請をするにあたっての電話相談を受け付けます。

☎相談受付時間 平日午前8時30分～午後5時

▶東京法務局港出張所

東麻布2-11-11 ☎3586-2181

戦争犠牲者

各総合支所区民課生活福祉係……………P.24・25参照

生活福祉調整課生活福祉調整係……………☎3578-2450

FAX3578-2439

▶旧軍人・軍属・戦傷病者の妻・戦没者遺族

(1)戦傷病者等の妻および戦没者等の遺族に対する特別給付金等の請求を受け付けています。

(2)特別給付金・特別弔慰金の受給者で、国庫債券をお持ちの人が、生活に困ったとき、国庫債券の買上償還の相談に応じています。

戦傷病者等の妻・戦没者等の遺族の援護

東京都福祉局生活福祉部企画課

☎5320-4077

戦傷病者の援護

東京都福祉局生活福祉部企画課

☎5320-4078

未帰還者・留守家族の援護

東京都福祉局生活福祉部企画課

☎5320-4084

▶中国残留邦人等の支援

中国残留邦人等の人々に対し、老齢基礎年金の満額支給を受けても一定の収入に満たない世帯に対して支援給付等を実施します。

また、地域で安心して暮らせるよう、各種日本語学習支援や、自立支援通訳・自立指導員の派遣、自立研修センター等通所支援、就労に役立つ資格習得支援等を行います。

東京都福祉局生活福祉部企画課

☎5320-4084

献 血

保健福祉課地域福祉支援係……………☎3578-2380
FAX3578-2398

▶成分献血

成分採血装置を使って、血液中の血しょうや血小板だけを自動的に献血する方法です。全血献血より時間がかかるため、献血ルームでご協力いただけます。

▶全血献血(400ml・200ml)

血液中の全ての成分を献血していただく方法です。輸血を受ける人にとっては、同じ量を輸血される場合に、200ml献血で集められた血液よりも400ml献血で集められた血液の方が献血者の人数が少ないため、副作用が発生する可能性が低くなります。なるべく400ml献血への協力をお願いします。

東京都赤十字血液センター献血推進課 ☎5272-3523

区民葬儀券

各総合支所区民課窓口サービス係・台場分室、
芝地区総合支所区民課戸籍係……………P.24・25参照
地域振興課地域振興係……………☎3578-2530～2
FAX3438-8252

区民葬儀券を利用すると、葬儀が比較的安く行えます。区民葬儀券は、上記の各総合支所区民課の窓口で死亡届を提出した際に交付を受け、23区の区民葬儀取扱指定店に依頼して利用できます。

区民葬儀利用料金(税込)

	区 分	料 金	区分(長尺棺)	料 金
祭壇料金	A1券 (金らん5段飾) 桐張棺	31万2180円	A1券 (金らん5段飾) 桐張棺	32万5380円
	A2券 (金らん4段飾) 桐張棺	25万9600円	A2券 (金らん4段飾) 桐張棺	27万2800円
	B券 (白布3段飾) プリント棺	13万6400円	B券 (白布3段飾) 桐張棺	17万1600円
	C券 (白布2段飾) プリント棺	10万100円	C券 (白布2段飾) 桐張棺	13万5300円
祭壇を 利用せず 寝棺のみ	桐張棺	6万6000円	桐張棺	7万9200円
	プリント 棺	4万4000円		

※満6歳以下(小人)のA1～Cの料金は、1000円+消費税分の割引になります。

※祭壇を利用しない寝棺のみの利用の場合は、別途人件費が必要となります。

霊柩車運送料 金	区 分	料 金		
	種 別	10kmまで	20kmまで	30kmまで
	宮型指定車	3万3270円	3万9320円	4万5370円
	普通霊柩車	1万5570円	1万9530円	2万3490円

火葬料 金	区 分	料 金
		大人
	小人(満6歳以下)	3万4500円

※民営火葬場の料金です。※非課税

遺骨収納容 器代	区 分	料 金
	大人用 2号一式	1万1990円
	3号一式	1万780円
小人用 6号一式	2530円	

祭壇、霊柩車、火葬、遺骨収納容器については、組み合わせることで利用できます。

葬儀を行うにあたって、上記の区民葬儀料金に含まれない諸費用が別途必要となります。詳しくは、取扱指定店にご相談ください。

取扱指定店一覧(港区内)

店 名	所在地	電話番号
青山典範	南青山2-18-2	☎3401-6305
第一社	南青山6-8-2	☎3400-2250
吉田商店	白金台4-7-5	☎3441-1748
遠州屋葬儀社本店	六本木3-4-14	☎3583-5938
奥村式典社	白金3-2-9	☎3441-3363
牧野総本店	高輪1-21-1	☎3445-0506

区民斎場

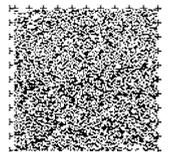
地域振興課地域振興係……………☎3578-2530～2
FAX3438-8252
やすらぎ会館……………☎/FAX3470-3117

お通夜・告別式を行うことができます(火葬はできません)。
→「施設・ダイヤルガイド」(P.159)を参照

臨海斎場

地域振興課地域振興係……………☎3578-2530～2
FAX3438-8252
臨海斎場……………☎5755-2833

お通夜・告別式・火葬を行うことができます。
→「施設・ダイヤルガイド」(P.159)を
参照



都立の霊園・葬儀所を使用するとき

▶ 都立霊園

(公財)東京都公園協会霊園課 ☎3232-3151
都立の霊園は、多磨・八柱・小平・青山・雑司ヶ谷・谷中・染井・八王子の8カ所にあります。

▶ 葬儀所

青山葬儀所 南青山2-33-20 ☎3401-3653

地域葬儀所

高輪地区総合支所協働推進課協働推進係 …☎5421-7621
FAX5421-7626

ご自宅の近くでも葬儀を行えるよう、町会・自治会の集会所等を地域葬儀所として指定しています。

▶ 施設名

高輪一丁目アパート地域集会所 高輪1-15-1

▶ 利用できる人

高輪地区にお住まいの人

自動車・運転免許等

▶ 交通問題、交通安全の相談

警視庁交通相談コーナー ☎3593-0941

▶ 自動車運転免許の住所・氏名・本籍変更

都内全警察署、下記免許試験場

▶ 自動車運転免許の手続きの問い合わせ

テレホンサービス(更新・失効・再交付)

☎3450-5000 ☎042-365-5000

警視庁鮫洲運転免許試験場 ☎3474-1374

警視庁江東運転免許試験場 ☎3699-1151

警視庁府中運転免許試験場 ☎042-362-3591

※国際免許の問い合わせは、上記各試験場へ。

※手続き内容や条件により、他の窓口もあります。

▶ 自動車の登録・車検・整備

東京運輸支局検査・登録ヘルプデスク ☎050-5540-2030

▶ 自動車税の相談

東京都自動車税テレホンサービス ☎5946-6728

東京都自動車税コールセンター ☎3525-4066

港都税事務所 ☎5549-3800

▶ 軽自動車税 P.53参照

自動車臨時運行許可申請

税務課税務係……………☎3578-2586~91
FAX3578-2634

自動車の車検申請、新規登録等のため、臨時に運行の許可が必要な場合、出発地、到着地または運行の経路に含まれる区市町村に申請します。

▶ 申請に必要なもの

- 車台番号の確認できるもの(車検証、登録識別情報等通知書(一時抹消登録証明書)、無ければ車台番号の拓本(石ずり)、通関証等)
- 自賠責保険証明書(有効期限内のものでコピー不可、保険の最終日は有効期限が正午までのため、運行許可期間の最終日の翌日までが有効期限内となっているもの)
- 本人確認書類

▶ 申請窓口

各総合支所区民課窓口サービス係(芝地区総合支所は相談担当)

▶ 運行許可の有効期間

運行許可の有効期間は、運行の目的を達成できる必要最少日数(実際に使用する日)です(最大5日間)。
※1目的ごとに申請が必要です。

▶ 申請する日 原則、実際に運行する初日

▶ 標識の返納

運行許可の有効期間経過5日以内に許可証とともに返却してください(郵送可)。標識を紛失・毀損(きそん)した場合は、亡失または毀損届と始末書および弁償金が必要です。許可証を紛失した場合は、亡失または毀損届と始末書が必要です。

▶ 手数料 1回 750円

区内の文化財

図書文化財課文化財係……………☎6450-2869

港区では、文化財保護条例を制定して、貴重な文化財の保存に努めています。昭和54年度からは区内の文化財の中から、区にとって重要なものを区指定文化財とし、令和6年4月1日現在151件です。また区内には国や都が指定した文化財も数多くあります。

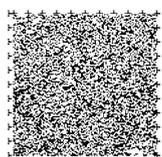
生活用具等郷土の資料を区に寄贈・寄託していただける場合はご連絡をください。

家庭における再エネ電力の利用

環境課地球温暖化対策担当……………☎3578-2472

区は「2050年までに区内の温室効果ガスの排出実質ゼロ」を達成するため、区内で使用される電力の再生可能エネルギー割合100パーセントをめざすプロジェクト「MINATO再エネ100」を掲げ、再エネ電力への切り替えを促進しています。

港区ホームページでは、「MINATO再エネ100」に参加している小売電気事業者の家庭向け再エネ電力メニューの世帯構成に応じた料金シミュレーション等が確認できます。



NPO・区民協働

▶ NPO法人各種申請・届出・問い合わせ等

- 主たる事務所が都内にある場合
東京都生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課NPO法人担当
☎5388-3095 (設立申請相談は要事前予約)
- 事務所が複数の都道府県にある場合
主たる事務所の都道府県
- 事務所が1つの政令指定都市の区域内のみにある場合
当該政令指定都市

東京都NPO法人ポータルサイト



▶ ボランティア・NPO・市民活動支援全般

東京ボランティア・市民活動センター

☎3235-1171 (代表)

NPO法人の設立・運営に関する講座や個別相談、支援情報の提供等を行っている他、ボランティア活動についての相談・情報提供も行っています。

▶ 区での活動支援

みなとパートナーズ基金を設置し、公益活動等の促進を目的とした寄付金を受け付けています。

みなとパートナーズ基金を活用したNPO活動助成(募集は年1回、選考の上、助成対象団体を決定)等を行っています。

地域振興課区民協働・町会自治会支援担当

☎3578-2557/ FAX3438-8252

中小企業

相談・制度		内容	問い合わせ
中小企業のための相談等	経営に関する相談	新しく経営を考えている、経営の革新や再生を図りたいというときに、中小企業診断士が解決に向け相談を受けます。	産業振興課経営支援係 ☎6435-4620 FAX6435-4693
	受発注等に関する相談	区内の中小企業を対象に、出前形式により受発注あっせんのご相談や中小企業施策(区等)に関する情報提供を行っています。	
(融資等)	区の融資制度	取扱金融機関を通しての資金の借入れに対して、少しでも低利の資金が活用できるよう区が利息の一部を負担する制度です。	
従業員と事業者	勤労者の交流室	勤労者の福利厚生の一環として、勤労者の交流を図る場を提供しています。 →「施設・ダイヤルガイド」(P.152)を参照	産業振興センター ☎6435-0601
	資格取得支援講座	ITパスポート・宅地建物取引士・FP技能士3級・日商簿記3級の資格取得のための講座を開催しています。詳しくは、お問い合わせください。	
	従業員と事業者の福利厚生	従業員の家族の余暇、生活支援向上につながる福利厚生サービスを幅広く提供いたします。	みなとびっく福利厚生倶楽部 ☎3457-7591 FAX3457-9567
	会議・研修の場	→「施設・ダイヤルガイド」(P.152)を参照	産業振興センター ☎6435-0601
中小企業のための支援制度		産業財産権取得支援／ISO等取得に関する支援／販路拡大支援／専門家派遣事業／新製品・新技術開発支援／小規模企業事業承継支援／人材確保支援 この他の支援制度については、産業振興課にお問い合わせいただくか、産業振興センターのホームページをご覧ください。	産業振興センター ☎6435-4620 https://minato-sansin.com
港区で創業をお考えの人に	創業支援セミナー	創業計画書の作成方法、創業する際のチェックポイント等をアドバイスします。	
	創業アドバイザーの派遣(創業計画作成支援事業)	区で創業を予定している人や創業して1年未満の人を対象に、中小企業診断士等の専門家を派遣して、創業計画書の作成方法を個別にアドバイスします。	

